

# 報酬等に関する開示事項

金融庁告示第21号(平成24年3月)に基づき、報酬等に関する事項について開示します。

## 1. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

### (1)「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬示に規定されている「対象役員」及び「対象従業員等」(合わせて「対象役職員」)の範囲については、以下のとおりであります。

#### ①「対象役員」の範囲

「対象役員」は、当行の取締役及び監査役であります。なお、社外取締役及び社外監査役を除いております。

#### ②「対象従業員等」の範囲

当行では、対象役員以外の当行の役員及び従業員ならびに主要な連結子法人等の役員のうち、「高額な報酬等を受ける者」で当行及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

なお、当行の対象役員以外の役員及び従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当する者はありません。

#### ㊦「主要な連結子法人等」の範囲

「主要な連結子法人等」とは、当行の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるもの及びグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等であり、当行には該当する連結子法人等はありません。

#### ㊧「高額な報酬等を受ける者」の範囲

「高額な報酬等を受ける者」とは、当行の有価証券報告書記載の「役員区分」ごとの「報酬等の総額」を同記載の対象役員の「員数」により除することで算出される「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。

なお、退職一時金につきましては、報酬等の金額から退職一時金の全額を一旦控除したものに「退職一時金を在職年数で除した金額」を足し戻した金額をもって、その者の報酬等の金額とみなし、「高額な報酬等を受ける者」の判断を行っております。

#### ㊨「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」の範囲

「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行、当行グループ及び主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、又は取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

### (2)対象役職員の報酬等の決定について

当行では、株主総会において役員報酬の総額を決定しております。株主総会で決議された取締役の報酬の個人別配分については、指名・報酬諮問委員会の審議・答申を得て、取締役会にて決議しております。また、監査役の報酬の個人別配分については、監査役の協議に一任されております。

### (3)報酬委員会等の構成員に対して支払われた報酬等の総額及び報酬委員会等の会議の開催回数

	開催回数 (2020年4月～2021年3月)
取締役会(南都銀行)	2回
指名・報酬諮問委員会	5回

(注) 報酬等の総額については、報酬委員会等の職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、報酬等の総額は記載していません。

## 2. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

### 報酬等に関する方針について

#### ①「対象役員」の報酬等に関する方針

##### ㊦基本方針

- ・当行の取締役の報酬については、中長期的視点に基づく経営の実践及び株主との利益意識の共有を促す報酬体系とすることを基本方針とし、具体的には、固定報酬としての月額報酬及び株式報酬型ストック・オプションにより構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、月額報酬のみを支払うこととする。
- ・個々の取締役の報酬の決定に際しては、年に一度、指名・報酬諮問委員会の審議・答申を経ることにより透明性・公正性・客観性を担保した上で、取締役会にて決議された適正な水準とする。

##### ㊧月額報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

- ・当行の取締役の月額報酬は、月別の固定報酬とし、「役員報酬規程」に基づき、役位、他社水準、当行の業績、従業員給与の水準を考慮し、総合的に決定するものとする。
- ・その総額は株主総会で承認を得た年額600百万円以内とする。

##### ㊨株式報酬型ストック・オプション(非金銭報酬)の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

- ・株式報酬型ストック・オプションは、「役員報酬規程」及び「ストック・オプション規程」(共に取締役会にて制定：2010年6月29日)に基づき取締役会の決議により割当数を決定し、原則年1回、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に付与する。
- ・その総額は株主総会で承認を得た年額70百万円以内とする。

### ㊩月額報酬の額、株式報酬型ストック・オプションの額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

- ・取締役の種類別の報酬割合については、中長期的な業績及び企業価値の向上、ならびに株主との利益意識の共有を目指し、決定する。
- ・具体的には月額報酬を固定報酬とし、株式報酬型ストック・オプションの額の割合を、月額報酬の年間支給額の10%とする。

### ㊪取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

- ・当行は役員等の報酬の決定に関する手続きの客観性及び透明性を確保し、企業価値を向上させるために、委員長及び半数の委員を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会を2020年9月17日に設置している。
- ・取締役の個人別の報酬等については、「役員報酬規程」に基づき、指名・報酬諮問委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会にて決定する。

本決定方針は取締役会の決議により決定しております。なお、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

また、監査役の報酬については、監査役の独立性を高め企業統治の一層の強化を図る観点から、その職務に応じて固定的な報酬として支給する「月額報酬」とし、月額報酬は「役員報酬規程」に基づき監査役の協議により決定し、その総額は株主総会の承認を得た年額100百万円以内とすることとしております。

### ②報酬等の体系の設計及び運用についての重要な変更について

2021年6月29日開催の第133期定時株主総会において、次の改定を決議しております。

#### ※業績連動型株式報酬制度の導入

取締役(社外取締役及び国内非居住者を除く)の報酬と当行の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として導入するものです。

なお、本制度導入と合わせ、「株式報酬型ストック・オプション」の報酬枠を廃止し、新株予約権のうち未行使のものにつきましては、当該取締役において権利放棄の後、本制度への移行措置を講ずることとします。

## 3. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役員の報酬等の決定に当たっては、株主総会で役員全体の報酬総額が決議され、決定される仕組みになっております。

## 4. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位 百万円)

区分	人数 (人)	報酬等の 総額	報酬等の 総額		変動報酬 の総額	基本 報酬	賞与	退職 慰労金
			固定報酬 の総額	基本 報酬 株式報酬型 ストック・ オプション				
対象役員 (除く社外役員)	9	214	214	198	16	—	—	—

(注) 1. 固定報酬の総額には、当事業年度において発生した繰延報酬15百万円が含まれております。

2. 株式報酬型ストック・オプションの権利行使時期は以下のとおりであります。なお、当該ストック・オプション契約では、行使期間中であっても権利行使は取締役の地位の喪失時まで繰延べることとしております。

	行使期間
株式会社南都銀行 第11回新株予約権	2020年7月23日から2050年7月22日まで

## 5. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

特段、前項までに掲げたもののほか、該当する事項はございません。